

土地家屋調査士会

会報 かごしま

Kagoshimaken Land and House Investigator Association



2019
新春

Vol.95



鹿児島県土地家屋調査士会



表紙写真について

NHK 大河ドラマのロケ地、宮古崎

上記写真について

NHK 大河ドラマのロケ地、宮古崎

謹賀新年

監

理

常

副

会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

事

事

事

長

長

眞砂公一郎

馬場幸二

久永瑞樹

戸川好行

又木秀幸

上小鶴一善

有島龍太郎

下野耕司

鶴野俊昭

弥栄大作

森重知

出石靖之

竹添裕二

池田成人

小山田誠一郎

前杉竜志

小川兼義

鳥越健

宮脇謙丹



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に務めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

境界紛争ゼロ宣言!!

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくりのため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利用の実態を把握することにより、国民の信頼に応えるべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成 26 年 11 月 14 日
2014 日調連公開シンポジウム
「土地境界紛争が起きない社会」



目次

会長挨拶	会 長 宮 脇 謙 舟	1
------	-------------	---

鹿児島地方法務局長挨拶	鹿児島地方法務局長 椋 野 浩 文	2
-------------	-------------------	---

鹿児島県司法書士会会長挨拶	鹿児島県司法書士会長 上前田 和 英	3
---------------	--------------------	---

連載記事

「かいけつサポート第159号」	京都産業大学 法務研究科長 教授 草 鹿 晋 一	4
-----------------	--------------------------	---

年男年女

猪突不猛進	鹿児島支部 坂 元 均	8
-------	-------------	---

・・・年男、これからの抱負	霧島支部 田原春 一 幸	9
---------------	--------------	---

新入会員紹介

開業のご挨拶	鹿児島支部 松 田 勝 則	10
--------	---------------	----

40からの挑戦	川内支部 村 上 猛	11
---------	------------	----

会員のひろば

リレー ある調査士の眩き 第15回	鹿児島支部 勝 目 浩	12
-------------------	-------------	----

会務報告

各部報告

総務部	総務部長 小 川 兼 義	15
財務部	財務部長 前 杉 竜 志	15
業務部	業務部長 小山田 誠一郎	16
研修部	研修部長 池 田 成 人	18
広報部	広報部長 竹 添 裕 二	18
社会事業部	社会事業部長 出 石 靖 之	19

支部だより

出水支部だより	出水支部長 竹 添 裕 二	20
大隅支部だより	大隅支部長 又 木 秀 幸	21
大島支部だより	大島支部長 久 永 瑞 樹	22

境界問題相談センターかごしまだより

センター長 鳥 越 健	24
-------------	----

公嘱協会だより

理事長 西 英 孝	25
-----------	----

政治連盟だより

会 長 馬 場 幸 二	26
-------------	----

青調会だより

会 長 中 森 祐一郎	27
-------------	----

新 年 の ご 挨 拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会 長 宮 脇 謙 舟



あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、皆様方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

境界問題相談センターかごしまは、平成30年12月3日に裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）に規定された法務大臣の認証を取得致しました。認証を受けた事により手続きが法律で保証される事となり、今まで以上に多くの県民の皆様の役に立てるものと期待をしています。2月22日に記念シンポジウムを開催いたします。夜には祝賀会も行います。皆様のご参加、ご協力をお願いいたします。

平成30年6月6日に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立致しました。「所有者不明の」土地を使える、所有者を調べられる、土地を管理出来る、とまさに我々土地家屋調査士が対応すべき内容であり、私達が益々社会から必要とされてくるものと確信しています。既に山口会は弁護士と共同にて法人「財産管理人支援センター」を立ちあげています。県会としても前向きに検討を行ってまいります。

変則型登記の問題もあります。次期国会で必要な法案の提出が行われる予定です。現場調査、占有者・管理者の特定、聞き取り、立入調査を「所有者調査員」が行います。恐らくこれも内容からして土地家屋調査士しか出来ないのでは無いかと考えています。

以前よりお伝えしていました通り「登記困難・防災委員会」を立ち上げました。登記困難地での防災に関する事業への積極的な提案や、狹隘道路の解消に向け取り組んでまいります。

苦情綱紀につきましても委員会を立ちあげ検討を行っています。本年度中に規則の整備、マニュアルの作成の取りまとめを行う予定でしたが、非常に難しい問題もありまして、難航しています。来年度になろうかと思いますが、苦情、綱紀の問題について研修を行う予定です。

今後更に私達を取り巻く環境、法律が大きく変わっていきます。土地家屋調査士の役割が大きくなると同時に責任も大きくなりますし、研鑽も必要となります。県会も充実した研修会、情報伝達を行ってまいりますので皆様の益々のご協力をお願い致します。

結びに、会員の皆様の益々のご発展と、ご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新 年 の 御 挨 拶

鹿児島地方法務局

局 長 棕 野 浩 文



あけましておめでとうございます。

鹿児島県土地家屋調査士会の会員の皆様には、お健やかに新年を迎えられたことと、心からお喜び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様方の格別の御理解と御協力により、表示登記及び筆界特定手続の適正かつ円滑な処理を始め、登記所備付地図作成作業などの重要施策について、一定の成果を上げることができました。

表示登記に関する施策としましては、いわゆる所有者不明土地問題と併せて、土地の区画が明確でないことが災害復興事業や公共事業等を阻害する要因となっていることから、地籍調査実施主体に筆界特定申請の権限を付与する筆界特定制度の利用拡大のほか、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会では、変則型登記（いわゆる記名共有地や共有惣代地、字持地、表題部所有者の住所が記録されていない、氏名のみ土地などの、表題部の所有者欄が変則的な記録となっている登記）を解消するためには多大な費用や労力が必要であることや、変則型登記の解消に至らずに土地の取引をすることができない事例もあることを踏まえ、その解消方策も検討されているところです。

また、当局におけるオンライン申請の利用率は、会員の皆様方の御協力により徐々に増加しております。当局としては、利用者の利便性の向上及び効率的な事務処理を推進していくために、今後も更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

これらの様々な施策を円滑かつ確実に進めていくためには、貴会と法務局の緊密な連携、協力関係が不可欠でありますので、貴会及び会員の皆様には、本年も、登記行政の適正かつ円滑な運営について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様の御活躍と御多幸を祈念しまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新 年 の ご あ い さ つ

鹿児島県司法書士会

会 長 上前田 和 英



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年10月2日に第4次安倍改造内閣が発足しました。政府は、経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく政策を推し進めてきているものの、その結果が思うように出ていない現状であり、そのような中、本年10月には消費税が10%へ引き上げられる予定となっています。まだまだ地方においては景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況での増税が、今後どのような方向に進んでいくのか危惧するところであります。

さて本年も、司法書士会においては、「司法書士法改正の実現」「空き家対策」「所有者不明土地対策」「オンライン申請資格者代理人方式の導入」「相続人調査業務に関連する相続登記推進業務」「研修の義務化への対応」等さまざまな課題等が山積の状態であります。これらの課題は、土地家屋調査士会においても、同様な状態であると思慮しておりますので、共同歩調が可能な部分につきましては、積極的に協力し合う方向で推進してまいりたいと思います。

次に、土地家屋調査士会がいち早く会則改正により実施した全員参加制による定時総会の出席者につきまして、昨年の全員参加制による2回目の総会においては、100名の会員の出席をいただきました。ただ、一昨年の総会は130名の会員の出席をいただいております、減少した状況であるため、本年の定時総会の出席率を増加させたいと考えております。数多くの会員が出席されている土地家屋調査士会からのご助言等をいただければ幸いです。

本年も多くの方の会員の皆様方が出席し、さまざまなご意見ご要望等を執行部にお寄せいただけるよう、執行部一同努力していく所存です。

結びに、土地家屋調査士会の益々のご発展並びに会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

連載記事

かいけつサポート第159号

京都産業大学 法務研究科長

教授 草 鹿 晋 一



1 はじめに

昨年末、嬉しい知らせが鹿児島から届きました。

境界問題相談センターかごしまが、かいけつサポート（正式名称は認証紛争解決事業者）第159号として、平成30年12月3日に法務大臣から認証されたというものです。全国の境界問題相談センターの中では24番目、九州では宮崎（かいけつサポート第149号）に次いで2番目の認証です。ここに至るまでの関係者のご苦労は伺っていたので、そのお喜びはいかばかりかと拝察いたします。認証を受けることにどんなメリットがあるのか、そもそも認証を受ける意味があるのかなど、いろいろな疑問や壁に当面し、その都度乗り越えてこられたとう伺っております。そこで本稿では、民間紛争解決機関、特に境界問題相談センターが法務大臣認証を受ける意義について、簡潔に振り返ってみたいと思います。

2 裁判外紛争解決手続

民事上の紛争を解決するための手続として裁判（民事訴訟）があります。原告が訴えで主張する請求の当否につき、裁判所が法に基づき判断し、実現すべき内容を判決で示すことにより紛争の解決を図る手続です。判決の内容が任意に実現されない場合は、国によって強制的に実現することも可能となります（強制執行）。国家権力による強制的な紛争解決手続ですので、公平、適正な手続運営が求められますし、法令（民事訴訟法、民事訴訟規則等）にしたがった厳格な手続運用がなされます。これに対し、民事上の紛争を解決するために裁判所以外の機関が関与する手続もあります。仲裁、調停、あっせんなどと呼ばれています。

仲裁は、当事者の合意により選ばれた仲裁人が手続を主宰し、当事者の主張する権利・法律関係について仲裁判断を示す、という形式で実施される手続です。仲裁を利用するかどうか、どの仲裁機関に依頼するか、は当事者の合意により定めることができますが、手続が始まったら仲裁人の指示に従わなければならないですし、仲裁判断は当事者の合意がなくてもその効力を生じます。また、一定の手続を経れば国による強制執行も可能になります。仲裁は、国際的な取引紛争や海事紛争といった裁判所では適切な紛争解決が難しい分野の紛争解決に積極的に利用されています。

調停、あっせんは、当事者の合意により選ばれた調停、あっせん機関が、当事者間の和解（話し合いによる紛争解決の合意）が成立するように働きかける手続です。調停、あっせん機関が調停案、あっせん案といった和解案を提示することもあります。それに従うかどうかの判断は最終的に当事者に委ねられます。提示された内容に納得がいかなければ、当事者は和解を拒むことができ、その場合は調停（あっせん）不成立（不調とも言います）という形で手続が終わります。

調停、あっせんには、裁判所や行政機関等が法令に基づき実施するものと民間団体が任意に実施す

るものがあります。裁判所が実施する民事調停、家事調停は最終的に裁判と同一の効力が認められ、相手方が和解を任意に履行しないときは、強制執行することができます。これに対し、民間団体が実施する調停は、民法上の和解契約が成立するのみで、相手方が任意に履行しないときは、改めて訴えを提起するなど法的手段を講じなければその内容を強制的に実現することはできません。それにもかかわらず、裁判所に対する距離感などから、民間団体による調停機関の設置は多く、「雨後の筍」のようだと評されることもあるほどでした。

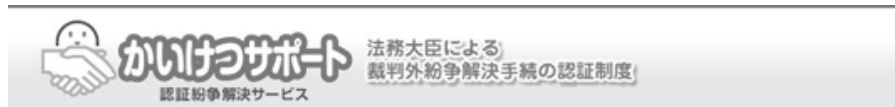
3 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定

司法制度改革が声高に叫ばれていた平成16年、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（通称 ADR 基本法、以下同法と記す。）が制定されました。同法第1条によれば、この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的として制定されたものです。

この法律の制定により、民間紛争解決手続がわが国の民事紛争解決手段として広く一般的に認められたこととなります。「第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっている」という評価のもと、その基本理念と国等の責務を定めることとされています。基本理念としては、「法による紛争の解決のための手続」として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、「専門的な知見を反映して」紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならないとされ（同法3条1項）、国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない、とされています（同法4条1項）。

4 かいけつサポート

法に基づき裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるべく国が講じた措置として、「かいけつサポート」インターネットサイトの開設（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/>）とパンフレットの作成、配布があります。上記アドレスを見ていただくとお分かりになると思いますが、これは法務省のサイト内に作成されているものです。法務省では、紛争解決手続を行っている民間事業者のうち、法律に定められた厳格な基準をクリアしているものを、その申請に基づき法務大臣が認証する制度を実施しており、法務大臣の認証を取得した民間事業者に、「かいけつサポート」の愛称と、ロゴマークを使用することを認めています。



かいけつサポート（認証紛争解決サービス）を紹介するために国が開設しているサイトが上記インターネットサイトになります。法務大臣官房が管理し、かいけつサポートの特徴、裁判外紛争解決手続についての解説、事業者を探すためのリンク（事業者一覧から、取扱紛争分野・範囲から、事務所

所在地から、アピールポイント一覧から、と様々な観点から検索可能となっています。)が張られ、紛争解決手順を探している人がアクセスすると、容易に認証紛争解決サービスにたどり着くことができるようになっています。そこでは、法務省によって次のような解説がなされています。

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない、公正中立な第三者がトラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」をご利用いただくことができます。

(法務省 HP より引用)

法務大臣の認証を受けた民間紛争解決事業者は、このように「安心して利用できる紛争解決サービス」として法務省のサイトで紹介されることになります。

その事業者のアピールポイント、利用実績等も法務省が作成するパンフレットやサイトで紹介されることになります。

今回の認証についても、トップページの「お知らせ」で、次のように告知されています。

平成30年12月3日

かいけつサポート第159号として「鹿児島県土地家屋調査士会」を認証しました。

※現在、154のかいけつサポートが活動しています（認証番号第2号、第15号、第46号及び第104号は業務を廃止し、認証番号第117号は解散しました。）。

(法務省 HP より引用)

5 認証を受けると

認証を受けた民間紛争解決手続は、時効の中断（新民法では時効の完成猶予）（同法25条）や訴訟手続の中止（同法26条）、調停前置の特則（同法27条）といった、これまでにない手続的効力が生じることになります。

（1）時効の中断（完成猶予）

これまでは、境界問題相談センターを利用して紛争解決に向けた話し合いをしても、時効期間はそのまま進行していました。そのため、話し合い中に時効が成立してしまい、合意が成立せずに手続が打ち切られると、その時点で請求権が消滅している、という可能性があり、時効期間が迫っている中でセンターを利用することには一定のリスクが存在しました。認証機関になると、手続が不調に終わった後、一定期間内（通知を受けてから1月内）に訴えを提起すれば、センターの手続開始時に遡って時効が中断（完成猶予）したものと扱われます。たとえ手続が不調に終わっても、その後すみやかに対応すれば良いということになりますので、利用者にとっては安心して申し立てすることができます。

（2）訴訟手続の中止

すでに訴訟が始まっている場合でも、両当事者が合意し、共同で申し立てた場合、裁判所は4月以内の期間を定め、訴訟手続を中止する決定をすることができます。訴訟より話し合いによる解決を優先することが両当事者にとってより好ましいとの配慮ですが、これが認められるのは認証を受けた手続だけです。

（3）調停前置の特則

一定の事件については、訴訟の前に民事調停または家事調停を経なければならないとされています（民事調停法第24条の2第1項、家事事件手続法第257条第1項）。これを調停前置と言いますが、

認証紛争解決手続を利用して不調に終わった場合には、改めて民事調停や家事調停を経ることなく、直接訴えを提起することができる、とされています。

認証機関になると、このようにさまざまな手続的効力が認められるようになります。

6 今後の課題

以上のように法務大臣の認証を受けるとさまざまなメリット（？）が生じます。鹿児島土地家屋調査士会にとって一番大きいのは、このような信頼できる紛争解決手続を設置運営している団体であることが法務省のお墨付きでサイトを通じて全国に告知されること、ではないかと思います。このような手続を運営している団体であれば、専門的な知見を有し、公平中立な立場で紛争を解決する能力を持った専門家集団であろう、という印象を市民に与えることになるからです。

一方で、課題もいくつかあります。認証機関としてふさわしい活動を継続しているかどうか、毎年報告する義務が生じます。時効が中断（完成猶予）する手続であるということは、これまで以上に法的な関係についても目配りをした上で話し合いを進めていただく必要があります。認証手続を運営する者として期待されている義務を果たすためには、これまで以上に高い能力を維持、発揮する為の研修等が不可欠になります。

他方、認証を受けたからといって劇的に手続利用が増える、というわけではないようです。法務省が発表している利用実績等を見ても、認証前と後で実績に大きな変化がないところがほとんどで、ずっと利用ゼロというところもあります（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/images/kensu.pdf>）。

認証を受けて満足するのではなく、ここからが本当の出発であるとの意識を持って取り組むことが必要なのだと思います。

2月22日に開催が予定されているシンポジウムが、そのための第一歩となることを期待しています。

年男年女

猪突不猛進

鹿児島支部 坂 元 均

年男となった今年、年度の途中で元号の変る年を2度経験することとなった。すなわち1989年（昭和64年）と、亥年の今年。年齢早見表をひもとけば平成元年は42歳であった。

世の中はバブルの絶頂期で、多くの国民が経済的豊かさを肌で感じていたと思うが、数年もしないうちにバブルがはじけて夢は終わった。それまでは、あの豊かさが一生継続くものと信じて疑うことは無かった。

私は、イノシシが好きだ。あの頭から鼻筋にかけての力強い横顔、そして何となく不安げな表情をしたつぶらな瞳は、獰猛なイメージとは重ならない。

体の割には細い足、驚いた時に見せる一瞬立ち止まって攻撃態勢に移ろうとするときの華麗な身のこなし、わが化身にも思える姿に亥年に生まれてよかったと思う。

しかし、最近ではその数が増え過ぎたこともあり、山から下りて農作物に甚大な被害を及ぼしている事、檻に囚われても柵に猪突を繰り返す姿は困ったものだ。

平成元年は、亥年4回目に向かう年であったが、仕事に対する情熱と社会的活動に対する思い入れの目覚めた年でもあった。何回かの亥年を迎える度に猪突猛進の掛け声を背に大いなる努力を厭わなかった。

今年6回目の年男となって、これまでのように猪突猛進とはいかない気がしている。

5月1日から新元号へ移行した後の世相に特別な感慨はない。若くないこともあるが、期待の大きさよりも不安な気持ちが強い。ただし、これは単なる臆病からくる不安ではない。

7回目の亥年を迎える事が出来るとして、身体維持にはゴルフが最高、脳の活性化には楽器演奏が良い、そして新たに小説を書き始めた。年初めに処女作一編を新聞社に応募した。文学賞獲得に期待したい。



自宅に咲いた「サツマノギク」
(小説 処女作のタイトル)



・・・年男、これからの抱負

霧島支部 田原春 一 幸

私は、一年の中で12月が一番好きです。そんな平成最後の12月も終わろうとしているとある日、調査士会より「年男・年女コーナー」への執筆依頼のメールが届きました。とにかく幼少期から文字を見たり書いたりすることが嫌いな私は、なるべく後回しにし、締切が近くなって嫌々パソコンと向き合いました。

依頼を受け率直に感じたことは、来年で36歳・・・人生は早いと感じました。この業界に携わって10年、土地家屋調査士として7年。自分の中ではまだ年齢が20代後半、土地家屋調査士としても2、3年程度しか経過していない気がします。でも、周りから見たらもう立派なおっさんです。そこで、年男を迎えるに当たり今までの生活習慣・仕事への姿勢等を見直せればと思います。

まず、今まで家庭を顧みず趣味に没頭しすぎ、週の半分近く家をあけていました。妻、子供ごめんなさい。それから、一番やめないといけないことは、「大盛・おかわり・お酒」です。これは、年男に関係なく毎年正月に目標を立てますが、正月が終わる頃には・・・。健康診断の結果も年々悪くなる一方です。よって、来年からは子供と一緒にウォーキングを始めようと思います。最後に、仕事は今まで通りこれからもコツコツ、真面目に頑張っていこうと思います。

新入会員紹介



開業のご挨拶

鹿児島支部 松田 勝則

この度、平成30年8月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会いたしました、松田勝則と申します。

昭和56年生まれ、霧島市(旧霧島町)出身です。家族は、妻と小学生の息子の3人家族です。

鹿児島県立加治木工業高等学校の土木科を卒業し、東京の建設コンサルタントの会社で測量業務を約7年経験しました。その後IT関連企業に約4年勤務。そして30歳の時、東日本大震災を機に鹿児島へ帰郷いたしました。

鹿児島に帰郷し、測量設計会社を経て調査士事務所で補助者として業務をする傍らで土地家屋調査士の試験に何度か挑戦し、平成29年度の試験で運よく合格することができました。

20代のころは、土地家屋調査士という資格は知っていましたが、具体的な仕事内容は知らず、東京で勤務していた会社の後輩の父親が加治木で土地家屋調査士業を営んでいるという程度しか知りませんでした。

補助者の時もそうでしたが、土地家屋調査士として仕事をする中で、土地家屋調査士の業務は一つとして同じ現場や仕事はなく、毎回考えることや覚えることが多い仕事で、経験や知識不足を日々痛感している次第です。

しかし、忙しいにもかかわらず相談に乗ってくださる補助者時代の先生や、同時期に調査士試験に合格した方々、共に試験勉強に取り組み先に開業された頼む先生の先生には感謝の気持ちでいっぱいです。この場をかりてお礼申し上げます。

仕事に関して、まだまだ知識と経験を積んでいかなければならないことが多いですが、これまで係った関わった、諸先輩方やお客様、支えてくれた家族には感謝の気持ちを忘れず、何事も常に前向きに考え、日々の業務に取り組んでいきたいと思っております。

まだまだ、未熟者ではありますが、今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



40からの挑戦

川内支部 村 上 猛

平成30年10月に入会いたしました村上 猛（むらかみたける）と申します。
妻の父である福田洋二とともに仕事をしております。

東京で生まれ東京で育ちました。東京では東京都職員として地下鉄の駅員をしていました。実務経験はおろか調査士と関係がある分野の仕事をした経験もなく調査士の世界に飛び込んできました。40歳での開業となりました。

妻が薩摩川内市出身で、両親に結婚の申し込みをしに行くまで鹿児島に来たことはありませんでした。その後、年に数回鹿児島を訪れるたびに鹿児島に魅了され、また義父の仕事である調査士の仕事に魅力を感じ、移住を決意しました。幸い2回の受験で合格し、30年6月に鹿児島にやってきました。

こちらでの住まいは、築43年の中古住宅をリフォームしたものです。自分でできるところは自分で直して住めるようにしました。夏の盛りに家のすべてのクロスを張った修行のような作業は二度としたくないですが、思い出はととてもあり大変満足しています。

東京ではマンションの下に住人から子供の足音で苦情を言われる日々。こちらではそんなストレスから解放された一方で、庭に出てくる得体の知れない動物たちに戦々恐々の日々です。それでも庭で焚火をして焼き芋をしたり、芝や花を植えたり、とてもリラックスした生活になりました。食べるものはどれもおいしく住環境も良く、子育てにも最適だと思います。焼酎もおいしくて、言うことない生活です。

妻と二人の娘のためにも、一日も早く一人前の調査士となれるよう精一杯職務に邁進する所存です。諸先輩方には、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

会員のひろば

リレー ある調査士の呟き 第15回

私の青森紀行

鹿児島支部 勝 目 浩



昨年の10月半ば、気分転換がてら青森県へ大学時代の友人宅を訪ねに行きました。「旅の三大目的」は、①東北新幹線はやぶさの「グランクラス」に乗ること。②大間町でマグロの水揚げを見ること。③竜飛崎にある「ホテル竜飛」に宿泊すること。新青森駅までは、ご同業で温泉仲間、そして乗鉄・模型鉄同好会の鶴野俊昭さんと同行しました。

東京駅の八重洲口に「グランクラス」専用のラウンジがあり、乗車時間までゆっくりコーヒーでも飲みながら寛ぐことができます。「グランクラス」は国際線のファーストクラスのシートと何ら遜色なく凄く快適ですし、軽食・ドリンクもサービスです。大宮までは110キロですが、大宮を過ぎると275キロ、最高320キロにまでなり、途中の盛岡で秋田行きの「こまち」を切り離し3時間20分程で新青森駅に到着します。青森は平成19年以来で、その時は五所川原市内に居宅を新築した友人に「建物表題登記」を依頼され現地調査を兼ねての旅行でしたが、青森空港が猛吹雪で着陸できず羽田へダイバートでした。

旅の目的の2つ目、下北半島の先端「大間町」に到着すると早速港へ直行・テレビで見たことのある漁師さんが200キロクラスを水揚げ中で、「あまり釣れない漁師」とテレビで紹介されていたこともあって「良かった」と一人感慨にふけりました。今度生まれ変わったら調査士になるか大間のマグロ漁師になるか迷うところです。「おおま温泉海峡保養センター」に宿泊し、海鮮料理に舌鼓を打ち、マグロ漁師が集まるスナックに行き、ママに「鹿児島から来た」と言ったらびっくりされ、私が名前を名乗ると「そんな苗字の人もいるんだ」と驚かれました。このスナックにも薩摩の芋焼酎があり、こんな遠方で同志に逢えたような気がしました。まるで海援隊の「思えば遠くへきたもんだ」です。Ryujiの「甲突川」を歌ったら、店の女の子に「いい歌ですね」と言われました。

2日目は友人宅に宿泊し、友人の同僚で調査士資格者の方と飲みながら調査士の事を語り合いました。彼は「今年受からなければ諦めよう」と思った年に合格したとのこと。「受験の動機は何ですか？」と聞くと「公務員であるけれど何があるか判らないし、自分を試してみたかった」との答えでした。高尚な考え方です。

旅の目的の3つ目、「ホテル竜飛」に宿泊した3日目は、津軽半島を北上中「奥津軽いまべつ駅」のホームで通過する新幹線の風圧を体験しました。この駅はJR北海道の営業エリアです。青森県なのにJR北海道とは不思議ですが、博多駅の新幹線ホームもJR西日本のエリアです。

いまべつ駅より5キロほど先、青函トンネルの青森側出口の脇に展望台があり、間近で見ることができました。目の前を新幹線が時速160キロで通過します。レールが3本引かれていて在来線の貨物列車も走行します。トンネル内で160キロの速度制限をかけているのは、新幹線とすれ違う際、貨物

列車が風圧で脱線する危険を回避するためです。

竜飛崎には石川さゆりの「津軽海峡・冬景色」の碑があり、ボタンを押せば2番からの歌詞が流れます。「ホテル竜飛」はロビーに青函隧道（海渡三角点）が設置されており、建物の中に「三角点」があるのが不思議に思えたのでホテルの方に聞いてみると、もともとあった「三角点」の位置にホテルを建築したとのこと。「三角点」自体を一度取り外し、元の座標の位置に復元したとのことでした。ホテルが建っている場所は青函トンネルの真上であり、遥か北海道まで見渡せるので、なるほどここが「海渡三角点」なのだと理解出来ました。ロビーの天井にある室内灯は、新幹線が通過すると照明の色が変化します。客室からは眼下に竜飛漁港が一望でき、朝方から一本釣り漁船が帰港するのが見えたので「あの船はマグロが釣れた」と確信し港に急行したら、案の定水揚げ作業中。暫くすると漁師さんの奥様らしき方が駆けつけたので「旦那さん良かったですね」と声を掛けたらニコッと笑っておられました。「一本釣り」は夜明けから日没まで、「はえ縄」は日没から夜明けまでと決まっています。

「青函トンネル記念館」では、青函トンネルの斜坑をケーブルカーで降り、海面下140mの作業坑まで行きました。作業坑といっても車が離合出来る程の広い幅です。本坑は東へ400mの位置にあり、新幹線が通過します。新幹線もそうですが、この日本の土木技術と測量技術は世界一だと言えます。フランスとイギリスの間にあるドーバー海峡のトンネルを掘削したのも日本です。大和民族は世界で最高の民族だと思います。

五所川原市の「立佞武多の館」にある立佞武多（たちねぶた）は高さ22mで、青森市の佞武多（ねぶた）よりも迫力がありました。当地名物の「立佞武多祭り」は、雪に閉ざされる冬の長い青森の、短い夏のお祭り。名を「五所川原立佞武多」として、平成10年、約80年ぶりに復活しました。「ヤッテマレ」の掛け声が天に響けば祭りも最高潮に達します。「青森県民は辛抱強くて人情が厚い」。見習いたいと思います。3泊4日の気分転換旅行はとても充実した旅でした。4日間同行して頂いた友人・佐藤浩美君に感謝したいと思います。佐藤君の奥様にも感謝いたします。

人間、時にはリフレッシュも必要です。ではこのへんでよかるかい。「西郷どん・敬天愛人」万歳です。私と同じ保守派で日本国と天皇陛下を敬愛する東條正勝先生にバトンを譲りたいと思います。「東條どん頼んもんど」チェストーいけ。



会務報告

業 務 経 過

日 付	行 事	日 付	行 事
平成30年8月8日（水）	正副会長会	21日（日）	九 B ゴルフ大会前夜祭
17日（金）	財務委員会	22日（月）	九 B ゴルフ大会
20日（月）	法の日相談会 事前打合せ	27日（土）	第2回会員研修会・講演会
21日（火）	表示登記実務連絡会	27日（土）	かごしま青年土地家屋調査士会定時総会
24日（金）	研修会・意見交換会（出水支部）	30日（火）	筆界特定制度とADRとの連携協議会
28日（火）	研修会・意見交換会（川内支部）	11月1日（木）	2018火山砂防フォーラム
29日（水）	研修会・意見交換会（霧島支部）	6日（火）	財務委員会
30日（木）	公嘱協会定時総会	9日（金）	国民年金基金代議員会
31日（金）	法の日無料相談会双ミ告知	12日（月）	総務小委員会
31日（金）	広報委員会	14日（水）～15日（木）	連合会総務担当者会同
31日（金）～9月2日（日）	ロイヤリング実践セミナー2018	20日（火）	資料センター打合せ
4日（火）	研修会・意見交換会（南薩支部）	20日（火）	国際地籍・シンポジウム ウェルカムパーティ
5日（水）	第3回常任理事会	21日（水）	第11回国際地籍シンポジウム
12日（水）	研修会・意見交換会（大隅支部）	25日（日）	境界トラブル無料相談所
14日（金）～15日（土）	四国・中国ブロック合同研修会	28日（水）	第4回常任理事会
19日（水）	研修会・意見交換会（鹿児島支部）	29日（木）	南九州市災害協定調印式
27日（木）	正副会長会	12月1日（土）	日本土地家屋調査士会連合会シンポジウム
28日（金）	研修会・意見交換会（鹿児島支部）	6日（木）	中間監査
10月1日（月）	法の日無料相談会（川内・大隅各支部）	7日（金）	広報委員会
2日（火）	第30回チャリティゴルフ大会	8日（土）	第3回理事会
2日（火）	暮らしのなんでも行政相談所（鹿屋市）	10日（月）	専門士業団体協議会 第1回準備委員会
6日（土）	法の日無料相談会 （鹿児島・霧島・南薩・鹿屋・大島各支部）	26日（水）	正副会長会
7日（日）	全国一斉！法務局休日相談所	平成31年1月4日（金）	年始のあいさつ
9日（火）～10日（水）	第1回全国会長会議	7日（月）	法務局長へ年始のあいさつ
11日（木）	センター認証現地調査	8日（火）	専門士業団体協議会交流会 （賀詞交歓会）
16日（火）	登録証交付（村上猛会員）	12日（土）	運営委員会
16日（火）	暮らしのなんでも行政相談所 （鹿児島市）	15日（火）	広報委員会
17日（水）	センターリーフレット委員会	16日（水）	総務小委員会
20日（土）	法の日無料相談会 （出水・熊毛各支部）	16日（水）～17日（木）	第2回全国会長会議
20日（土）～21日（日）	九 B 第4回会長会議	23日（水）	表示登記実務連絡会
20日（土）～21日（日）	九 B 担当者会同	24日（木）	専門士業団体協議会第2回準備委員会
20日（土）～21日（日）	専門家による住まいと建築なんでも相談		

各部報告



総務部

総務部長 小川 兼義

あけましておめでとうございます。

総務部の活動についてご報告させていただきます。

総務部関係の事業計画は以下のとおりです。

1. 関係各法令への対応

連合会の会則、規則等の改正に係る本会の会則、規則等の改正について検討を始めました。

2. 会員に対する情報整理と情報公開

昨年は5年ごとに行われる皆様の会員証の一斉更新及び新しい会員名簿を無事発行する事が出来ました。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

次回の更新の折もよろしくお願いいたします。

又、昨年は一般の方からの会員への苦情も数件ございました。

本年は研修部と協議して、苦情、綱紀に関する研修会も検討したいと考えています。

最後になりますが、新しい年が会員の皆様の更なる飛躍の年になることを祈念いたします。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



財務部

財務部長 前 杉 竜 志

新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいたします。

また日頃より本会の財務運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

事業計画に基づき報告いたします。

1 財政基盤の整備（比例会費及び関連基金の検討）

旅費・日当の源泉徴収を本年度より実施しております。また来年度より支払等にネットバンキングを利用することとしましたので、ネットバンキング運用マニュアルを作成しました。旅費・日当規程を見直しましたので、来年度より運用いたします。

比例会費協議会を7支部で行いました。熊毛支部及び大島支部につきましては来年度の支部総会にあわせて行う予定としております。

2 土地家屋調査士国民年金基金及び土地家屋調査士職業賠償責任保険制度の認知向上活動と加入促進活動

土地家屋調査士国民年金基金及び土地家屋調査士職業賠償責任保険は新入会員を対象に加入促進活動を継続しております。本年度は11月9日に福岡で開催された代議員会に参加いたしました。

3 鹿児島県土地家屋調査士会主催チャリティーゴルフ大会の開催

第30回チャリティーゴルフ大会を10月2日に開催いたしました。お忙しい中ご参加・ご協力いただき感謝申し上げます。ゴルフ大会チャリティーを例年通り鹿児島県交通被災者たすけあい協会に12月19日お届けすることが出来ました。今年度118,307円、累計で2,980,763円となりました事をご報告いたします。



集合写真



優勝者 櫻井会員



業務部

業務部長 小山田 誠一郎

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

業務部の事業計画につきましては

1. 業務処理の合理化及び業務適正化の研究
2. 登記基準点の設置支援

3. 空家等対策の推進に関する特別措置法の研究

4. 認定土地家屋調査士の活用

となっております。

業務処理の合理化及び業務適正化の研究に關しまして、オンライン申請の利用促進のため、法務省の「登記・供託オンライン申請システム」の利用方法とPCの環境設定、日調連の電子証明書の申請方法等について、8月24日から9月28日まで、研修部のご協力を頂きながら、出水、川内、霧島、南薩、大隅、鹿屋、鹿児島市の各支部で研修会を開催しました。

研修会場での説明や、会員が持参したノート型PCの設定支援等を行いました。

また、希望する会員には、事務所を訪問してPCの設定支援を行っております。

8月21日に開催されました法務局との表示登記実務連絡会第1回の協議内容を、鹿児島県土地家屋調査士会ホームページの会員専用ページに掲載しております。

表示登記実務連絡会第2回を平成30年1月末に予定していますので、その準備も行っています。

筆界調査資料の収集のため、鹿児島市の支所に分筆申告書等が保管してあれば、借用の依頼をしています。

収集済の分筆申告書データの整理作業も進めているところです。

本年度は、10月20日と21日に沖縄で開催されました、九州ブロック担当者会同の業務部座長を担当することとなり、議題案作成から会同当日の議事進行、議事録作成まで行いました。

各県の実情、オンライン申請の利用促進への対応、所有者不明土地問題に関する研究、個人情報保護法への対応等について意見交換がなされました。

かりゆし着用が推奨されていまして、親戚から借りたかりゆしを着て行きましたところ、違和感が無かったのか、沖縄県民と言われたのが楽しかった思い出です。

登記基準点の設置支援に關しまして、GPS測量の再測と認定申請書作成を行っているところです。空家等対策の推進に関する特別措置法の研究に關しまして、日調連が研究のためのアンケートを実施しましたので、本県の実情の調査結果を回答しております。

認定土地家屋調査士の活用に關しまして、ADRセンターの研修等の事業に参加・支援をおこなうため、8月31日～9月3日に開催された鹿児島大学司法政策教育研究センターのロイヤリング実践セミナーにおいて、9月2日の模擬調停の講座を受講しました。

その関係もあり、鹿児島大学米田教授の「キャリア論講座」の講師を依頼されまして、11月13日、鹿児島大学法文学部の2～3年生の皆さんに、土地家屋調査士の紹介と業務に関する実体験等のお話をしてきました。

昨年に続き母校での講義をする機会を頂きましたが、昨年の倍近い230人位の学生の皆さんが受講しましたので、とても緊張しました。

学生の皆さんに土地家屋調査士の資格と業務に関心を持って頂けるよう、精一杯お話ししたつもりです。

業務部として会員の皆様のお役に立てるように努力する所存ですので、ご理解とご協力の程宜しくお願いいたします。



研修部

研修部長 池田 成人

日頃より本会研修活動にご協力いただきありがとうございます。本年度も引き続きご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

平成30年度第3回会員研修会が2月22日、SHIROYAMA HOTEL kagoshima（旧城山観光ホテル）にて開催されます。これはセンターかごしまがADR法認証の取得の記念事業も兼ねており、基調講演のほかに、法務局、鹿児島県、弁護士会ほか士業団体長の方々をパネリストにお招きして「境界問題」についてのパネルディスカッションも予定しています。

近年、法務省が取り組んでいる所有者不明土地問題や変則型登記問題などの解消を進める上で、その専門性を備えた土地家屋調査士にも協力を求めることが検討されている今、土地家屋調査士の業務の拡大への期待が膨らみます。それに伴い、土地家屋調査士に対してさらに高いスキルを要求されてくるであろうことに備えて、鹿児島会全体で研究・情報交換を重ね研鑽を積んでいかなければならないと思います。

今後も会員皆様の実務に役立ち、また変化に対応できる研修を計画できるよう、研修部として進めてまいります。皆様からも是非多くのご意見、ご要望を頂きたいと思いますので、宜しくお願いいたします。



広報部

広報部長 竹添 裕二

新年おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

本年度は会報かごしま2017秋号、本冬号を発行いたしました。

7月31日の調査士の日には、各支部長事務所にのぼり旗を掲示し、無料相談会を実施していただきました。各支部長にはご協力を頂きありがとうございました。

10月1日の法の日無料相談会について、各種メディアへ告知依頼を行い、メディアによっては複数回の告知をしていただき、いささかなりとも貢献できたかと思います。

2月には、ADR認証取得を記念して、第3回会員研修会を兼ねたシンポジウムが開催されます。この広告協賛を募集しましたところ多くの会員にご協賛いただき、近く南日本新聞に掲載いたします。土地家屋調査士の知名度アップになればと期待するところです。

会員の皆様には、広報活動の一環として今後もご協力を多々頂くとと思いますが、その節はよろしくお願いいたします。



社会事業部

社会事業部長 出 石 靖 之

新年あけましておめでとうございます。社会事業部の今年度業務進捗状況をお知らせします。

災害基本協定締結の推進につきまして、今年度は5月29日に南さつま市と、11月29日に南九州市と、災害協定を締結しています。これにより災害協定は県、12市町村との締結に至っております。災害が発生した場合、市町村の要請により県から連絡がありますと、被害認定調査等の支援活動を実施することとなります。協力要請があった場合は、参加協力のほどよろしくお願いします。

地図の作成及び整備に関する事項では、14条地図作成業務の支援について、次年度地域の基準点配置計画作成の支援を行っております。

筆界特定制度及び調査士会 ADR に関する支援では、センターかごしま、研修部と社会事業部で、筆界特定制度及び調査士会 ADR 連携協議会を鹿児島地方法務局筆界特定室と行っています。

そのほか、鹿児島県土地家屋調査士会主催で、法務局、更に鹿児島県弁護士会からも共催を頂き「境界トラブル無料相談所」を平成30年11月25日（日）に開催し、各団体から相談員を派遣していただき協力を得ています。今回は、鹿児島会場を鹿児島市中央公民館にて、霧島会場を鹿児島地方法務局霧島支局にて、鹿屋会場をリナシティかのやにて設け、以上の3会場で開催しました。

社会貢献活動の推進及び支援として、各種無料相談会への参加をお願いしております。総務省鹿児島行政評価事務所主催「暮らしの行政相談所」、県建築課「すまいと建築何でも相談」に参加協力しました。参加要請のある相談会が増えておりますので、依頼がありました場合はご協力お願いします。

また鹿児島専門士業団体協議会では交流会（賀詞交歓会）を平成31年1月8日（火）に開催し、社会事業部より開催の支援を行っております。今後の予定では、9士業団体で共催する鹿児島専門士業団体協議会の「地元専門家によるなんでも相談」合同無料相談会を平成31年3月2日（土）、鹿児島市勤労者交流センター（キャンセ7F）にて開催します。担当される会員におかれましては、よろしくお願いします。

支部だより



出水支部

出水支部 竹 添 裕 二

新年おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

皆さんには新年を迎えるとき、決まった行事と言いますか、イベントみたいなものはおありでしょうか。私は大みそかの日にブリを一匹丸ごと買い、自ら捌き、家族みんなで食べることにしています。ブリと言えば長島町が養殖ブリの生産量日本一ですので、当然に薄井漁港脇にある魚屋まで買いに行きます。ほんのさっきまで生け簀で泳いでいたぶりの刺身は格別です。アラは大根と煮付けると酒のつまみに持って来いです。長島町のブリにはボンタンブリなるものもあるそうで、阿久根の特産品であるボンタンを餌に混ぜ込んで与えてあるとのこと。さわやかな柑橘系の効果で、魚の生臭さが緩和されるのだとか。来年はそれを捌いてみようかなと考える正月でした。



針尾公園から見た薄井漁港周辺



大隅支部だより

大隅支部長 又 木 秀 幸

趣味について聞かれることがあります。

取り立てて趣味といえるものはないのですが、ガジェットについては興味があります。

ガジェットとは、「小さく、珍しい道具」というような意味で、小型のデジタル機器（スマートフォンやタブレット等）になります。

最新のスマートフォンやタブレットは高いので、主に2万円以下の中古ガジェットを選んで購入しており、Android という OS が入った端末を主に利用していました。

Apple というメーカーが出している iphone や ipad などは拡張性のなさや費用の問題もあり、今までほとんど利用していませんでしたが、ドローンを制御するために必要な ipad が古くなりすぎて、ドローン制御用のアプリを使うことができなくなりました。（購入当時は ipad でしか無料で安定したドローン制御用のアプリはありませんでした）

仕方なく中古で探してみると、2万円ほどの ipad air2 という機種があり、手頃な値段だったので購入しました。

購入ついでに今更ながら Apple 機種をドローン制御アプリ以外でも使っています。

現在使用を始めて2か月経ちましたが、慣れてみると非常に使いやすく、タブレット端末としては Apple しか考えられなくなっています。ドローン制御には Android で操作できる他アプリもあるのですが、安定して使えるのはやはり ipad です。

今更ながら、Apple 信者（Apple 社製品をこの上なく優れたものと評価し愛用する人を意味する語）に目覚めたという話でした。

ここから先はドローンのちょっと真面目な話です。

ドローン測量ソフト・テラマッパーが IT 補助金の対象になったこともあり、導入して使っていますが、低出費でそれなりの効果を実感しています。

CAD を含めた互換についてはそれなりの費用を伴いますので、利用頻度に左右されるでしょうが、既に販売されている DJI Phantom4 RTK 等、対空標識等の地上測量を簡略化しても高精度の位置データが取得しやすくなりました。

昨年11月より本格運用が開始されたみちびき（準天頂衛星システム）など、安価で高性能な位置情報が取得できるサービスも提供されています。

ドローンによる安価な撮影とみちびきによる高精度な位置情報サービスにより、地上測量を簡略化できる技術革新の下地は整いつつあります。

急激な流れに戸惑いや不安もありますが、今年も楽しみながら日々の業務に生かしていきたいと前向きに考えています。



大島支部

大島支部長 久 永 瑞 樹

新年あけましておめでとうございます。

昨年から続く暖冬で、現場作業の服装も比較的薄着の日が多い気がします。

昨年は大河ドラマ「西郷どん」で奄美がロケ地となり、観光客でにぎわった一年でした。

特にドラマのオープニングで登場する大和村の宮古崎は、笹のみが岬を覆いつくす珍しい景色が人気で、多くの観光客が足を運びます。早速撮影してきました。



左側が人目線で撮影したものです。

右側は同位置でドローンを使用して撮影しました・・・と言いたいところですがそんな高価なものは持ち合わせておらず、6mの磯玉の柄（魚釣りで魚をすくう網を取り付ける竿）に超広角カメラを取り付けて撮影したものです（スマホでリモート操作）。



磯玉カメラは実務でも活用中です。人目線画像（左）と合わせて高目線画像（右）を納品すると、お客さんは喜んでくれます。（※周囲の方に誤解されないように隣接状況に注意しながら撮影します。）

同様の撮影アイテムであるトイドローンとの比較メリットは、①落下の心配がない。（悪天候でも使用できる）②安価である。③騒音がない。デメリットは高さに限界がある、といったところです。

〔大島支部実施行事〕

◎平成30年10月18日・・・非調査士調査実施しました。

◎平成30年10月6日 法の日無料相談会を沖永良部島の知名町公民館で実施予定でしたが、台風25号の影響で、安全面を考慮して中止いたしました。



「境界問題相談センターかごしま」 だより

センター長 鳥越 健

新年あけましておめでとうございます。

今年の年明けは、いつにも増して温かい天気で迎えることができ、まさに「平成」そのものといった穏やかな正月であったと存じます。

さて、会員のみなさまには既にお伝えしましたとおり、本会は、去る12月3日付で法務大臣による裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の認証を得ることができました。認証取得の検討に入ったのが平成23年のことで、その後、認証プロジェクトチームを編成して取得の是非を検討しながら、取得先行していた他会や学者の先生方との情報交換を行い、認証を得ようとなつてからは、センター規則等の見直し作業、法務省との交渉等、今振り返れば「長かったなあ」と思います。一緒に作業をしてくださったプロジェクトチーム委員のみなさま、サポートくださった谷口前センター長をはじめ会員のみなさま、千葉会、大阪会等の他会ADRセンターのみなさま、草鹿晋一先生、和田直人先生、レビン小林先生、稲葉一人先生等ご指導いただきました学者の先生方、そして、厳しいご指導を頂きました法務省司法法制部の担当者の方々、本当にありがとうございました。

「認証」を得たことで、「センターかごしま」の調停・相談がどのように変わるのか、これは今後、研修会等で会員のみなさまには具体的にご理解を頂こうと思っております。ただ、認証の有無による違いを一言で言い表すとすれば、それは「厳格性があるのかどうか」ではないかと思います。

「非認証」時代のセンター規則は、ADR法の対象ではなかったため、民法等他の法令の要件を満たしていれば比較的自由であり、あえて言うならば緩い縛りの中で運営が許されていたことは否めませんでした。運営に自由性があるということは、民間の対話促進型調停機関としては、対話を促進するためのお手伝いとの立場においては、ある意味当事者の意向に沿った柔軟な運営がやりやすいといった面はあったと思います。

一方、「認証」を得るには、ADR法に則った厳格な規則運営が必須となります。実際に認証取得の場面でも、一番苦労したのはADR法の趣旨にかなったセンター規則等の制定（実務上は全面改正）でありました。例えば、調停手続上必要な当事者とのやり取りの方法（電話で許される交渉ごとの範囲や書面の送付方法、保管義務の有無等）や書式についてある程度のことしか決められていなかったものが、全てにおいて細やかに規則化し、それに則った運営をしなければならなくなりました。

そこまでしてなぜ「認証」を取得する必要があるのかということになりますが、市民目線で考えた場合、自分の抱えた境界紛争をどの解決機関に持っていき解決してもらいたいかわかった時、やはり解決機関の安全性・確実性・信用性を第一に考えるのではないのでしょうか。そう考えると、「非認証」における自由性は魅力ではあっても、法律による国の厳格な保証がなされた解決機関に委ねたいと思うのが当事者意識の当然な本音ではないのでしょうか。「認証」についての評価や考え方は様々なところで議論されていますので、この紙面で全て述べることはできませんが、「センターかごしま」は「認証」を得て、より「厳格」になったということだけはお知らせしておきたいと存じます。

2月22日には認証取得記念シンポジウムも開催いたします。法務局をはじめ官公署、弁護士会ほか各士業との公開パネルディスカッションで、ADRの可能性を議論する予定です。会員のみなさま、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。



公嘱協会だより

理事長 西 英 孝

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から公嘱協会の運営にご理解ご協力を頂いておりますことに感謝いたします。

昨年も全国各地での地震・豪雨災害に加え猛暑が続く年となりました。その中で、県調査士会と共同で進めている災害時支援協定を南さつま市・南九州市と結びました。これにより鹿児島県を含め13の自治体と協定の締結をすることができました。しかし、いざ災害が発生した時にどのように動き・対応していくのか、未だにしっかりとしたシミュレーションができていたとは言えません。まず、県調査士会と災害時のマニュアルについて検証し、実際にどういった対応ができるのかを自治体とも協議し、研修を行っていきたいと思っています。

協会の運営に関しましては、昨年の9月より管理運営費を変更し、11月からは事務局長を迎えることで、財政基盤の強化、スムーズな会務運営に繋がるよう少しずつ進めております。ただ、公益法人となって5年が経過しましたが、認定を受けた当時の張りつめた気持ちが緩んできているのではと感じる機会が増えてきました。もう一度、初心に立ち返って確認する必要があります。公嘱業務に限らず、通常のわたしたちの一般業務についても公益性は高く、適正迅速に間違いのない仕事を提供することが、権利の明確化につながるわけですが、そのためには日々研鑽し続けていかなければなりません。今年度の重点項目としております社員に対する研修会の実施ですが、県調査士会にも協力をいただき、土地家屋調査士として資質の向上にあたる研修を各地区において開催したいと考えております。その上で、社会に貢献できる資格者として、しっかりとした自覚を持ち業務にあたるということを再認識していきたいと思います。

運営するうえで課題はなかなか尽きないのですが、ひとつひとつに対して、役員・事務局一同、一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

本年もご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

みんなで頑張ってまいりましょう。



政治連盟だより

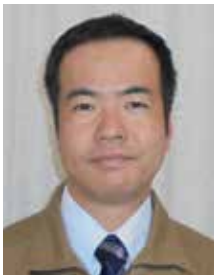
会 長 馬 場 幸 二

新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。

慣れない政治連盟会長に就任し、早くも一年が過ぎようとしておりますが、私は「社会が望む方向であれば進められる。政治・政策・立法は社会が何を求めているか。」だと思っております。もちろん我々は登記行政を支え、国民の権利の明確化に寄与する必要があります。しかし土地家屋調査士が、さらに国民に必要とされ期待される専門家になるためには、どのような活動ができるか考え、私の役割を果たせるよう努力していきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

今年の鹿児島県土地家屋調査士政治連盟定時大会は、平成31年2月22日（金）「境界問題相談センターかごしまのADR法認証取得記念シンポジウム」の午前中10時から、城山ホテルにて開催予定です。ぜひ皆様のご出席をお願いいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝と益々のご発展を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



青調会だより

会 長 中 森 祐一郎

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年度の青調会会長を務めさせていただいております中森祐一郎と申します。会の運営が不慣れな点もありますが、役員と会員の皆様の協力を得ながら、会の活動を盛り上げていきたいと考えております。

今年のテーマといたしまして①調査士業務の魅力ある広報活動②会員の活動参加の促進③関連士業の青年会との積極的な交流の3点を掲げております。

①については、近年の土地家屋調査士試験の受験者数減少の状況を鑑みて、学生を対象としたリクルート活動及び行政機関への広報活動などを検討しております。もちろん、県会広報部の皆様にご相談させていただきたいと考えております。

②については、課題であった遠隔地の会員の方々の研修会参加がなかなか難しい状況を改善したいと考えており、そのためにはまず魅力ある研修なりレクリエーション活動の発信と活動内容についてご理解いただくことが重要と考えております。

③については、関連士業の方々と懇親会を通じた交流や研修会を通じたお互いの業務の理解を深めていくこと。実は、これが青調会の最大の強みだと考えております。

特に、登録して間もない会員の方々には、年の近い先輩方に積極的に相談できる良い機会です。まだ入会されていない皆様におかれましては、ぜひ入会をご検討いただきたく存じます。

最後に、私が11月に参加した第15回全国青年土地家屋調査士大会 IN 岐阜について（平成30年11月17日：岐阜都ホテル）、ご報告いたします。

記念講演は、福井コンピュータ社とアイサンテクノロジー社による最新のCADソフトとその活用についてのものでした。

討論会では、2つの題目について、グループ及び代表討論がありました。1つ目は「1年で利益を倍にする方法を考えよ。ただし利益はお金だけとは限らないとする。」、2つ目は「土地家屋調査士と制度のランドデザインについて、土地家屋調査士の未来像について考えよ。」というものでした。ランドデザインについては、県会単位で研修会を開いている会もあるそうです。

全国大会となると、皆エネルギーが有り余っている個性的な調査士が多いですが、良い刺激になりました。来年は、茨城会主催です（「いばらき」と正確に発音して下さいのことです）。ぜひ、積極的に参加しましょう。

平成最後の年となりました。鹿児島県土地家屋調査士の皆様の、益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

編集後記



出水ブランドPR キャラ
いずみちゃん

この号の編集中にインフルエンザにかかってしまいました。自己管理の甘さを反省中です。が、昨年の春に錠剤を1回飲むだけの新薬が発売されており試してみました。従来と違い飲み忘れも無くお手軽です。皆さんも一度お試しあれ(って、おい!)

出水市 竹添裕二



出水市公認キャラ
つるのしん

平成最後の年となりました。今年は暖冬でほんとに冬かな?と思うくらい暖かく季節感が鈍くなっています。間もなく発表される新しい元号が気になるのですが新時代の幕開けです。私も広報部として心をリフレッシュして頑張りたいと思います。本年も宜しくお願いいたします。

広報部 湯田稔幸



鹿児島市 西郷隆盛

年末、高速道路で飛石によりフロントガラスにヒビが入り、福岡から下道で帰鹿しました。今年はずっと良い年になります。良い年にさせます!

鹿児島市 迫田圭介



2018(平成30)年、明治維新150周年に向けて、明治維新の原動力となった薩摩の歴史や、それを育んだ鹿児島市の多彩な魅力を広く発信していくためのロゴマークです。



かのこゆりの妖精
カノッコ

年末のご多忙時に原稿を執筆してくださった会員の皆様、どうもありがとうございました。充実した内容の会報になるように努めてまいりますので、今後ともご協力の程、宜しくお願いいたします。

薩摩川内市 平山正樹



コクトくん
© 奄美市

奄美では、この時期の現場作業ははかどります。藪に入る時にハブを気にしないでいいですからね。でも冬眠はしないようです! 恐るべしハブ! 今年もよろしくおねがいいたします。

奄美市 久永瑞樹

用紙販売からのお知らせ

時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、年度末決算（棚卸）の関係上、用紙販売の発送分の申込期日を3月4日（月）迄とさせていただきます。この分につきましては、用紙到着次第、直ちにご入金をお願いします。

つきましては、3月5日（火）以降でも3月25日（月）午前中迄は用紙代金前納のみ受け付けます。（確認のため、お振込次第、銀行振込用紙をFAX下さい。）振込先は下記のとおりです。

なお、事務局での現金販売は3月26日（火）午前中迄で、4月1日（月）からは従来どおりとさせていただきます。

よろしくご協力方お願いします。

以 上

記

鹿児島銀行 県庁支店（3月25日午前中申込分迄）
口座番号 普通1272244

※振込先 鹿児島市鴨池新町1－3
TEL 099－257－2833
鹿児島県土地家屋調査士会
会 長 宮 脇 謙 舟

用紙F A X注文書 (099-256-4337)

平成 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品 名	仕 様	価格(円)	注文数
1	不動産調査報告書(手書用) (用紙代500円・比例会費10,000円)	25 枚	10,500	
2	〃 (用紙代 20円・比例会費 400円)	1 枚	420	
3	不動産調査報告書(ワープロ用) (用紙代500円・比例会費10,000円)	25 枚	10,500	
4	〃 (用紙代 20円・比例会費 400円)	1 枚	420	
5	地 積 測 量 図 (B版)	50 枚	1,000	
6	建 物 図 面 (B版)	50 枚	1,000	
7	図 面 (無 地) (B版)	100 枚	1,500	
8	戸 籍 請 求 書 (A版) (申 込 書 必 要)	30 枚	500	
9	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版) (内 税)	50 枚	650	
10	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版) (外 税)	50 枚	650	
11	関 覧 申 請 書 (B版) (コンピュータ用)	100 枚	500	
12	登 記 完 了 証 用 紙 (A版)	10 枚	350	
13	表示登記済証書表紙 (A版)	50 枚	750	
14	事 件 簿 (A版)	50 枚	400	
15	取 下 書 (B版)	100 枚	530	
16	登記識別情報シール	10 枚	200	
17	登記識別情報プロテクトシート (折込方式用)	8 枚	350	
18	バ ッ ジ (会 員)	1 個	1,000	
19	名 刺 (表 裏 カ ラ ー)	100 枚	1,500	
20	杭 (A - 4 5) 4 5 × 4 5 × 4 5 0 (mm)	⊕ ⊞ ☒ 1 本	220	
21	杭 (A - 6 0) 4 5 × 4 5 × 6 0 0 (mm)	⊕ ⊞ ☒ 1 本	250	
22	杭 (B A - 6 0) 7 0 × 7 0 × 6 0 0 (mm)	⊕ ⊞ ☒ 1 本	350	

※杭の頭部のマークは⊕ ⊞ ☒の3種類がありますので、必ずいずれかに○をして下さい。

〒
住所
TEL
氏名

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

鹿児島県土地家屋調査士会 会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684

■ 会社案内・営業案内 ■

住所／鹿児島市吉野町10779-95 TEL (099) 246-3079 FAX 244-6828

有限会社 シー・エス・ジー

販売・セッティング・操作指導・保守・修理

■ 土地家屋調査士CADシステム ■

アイサンテクノロジー(株) “Wing Neo”シリーズ

福井コンピュータ(株) “BLUE TREND”シリーズ

■ 司法書士専用システム ■ 株式会社 リーガル “権”シリーズ

■ 測量機器 ■ 光波測量機・測量資材等



新土地家屋調査士電子証明書対応済

土地家屋調査士システム“表”

“表”は新登記情報提供サービスで取得した登記情報から、表題部情報、有効な関与者情報等を読み取り、“表”の書類作成に活用できます。さらに、登録物件の自動巡回取得・複数物件の一括取得機能、登記情報の新旧対照機能(新機能)、パスワード履歴管理機能(新機能)を追加し、実務に合わせてますます便利になりました。

登記情報読取機能



主な機能

- 1 登記情報の自動巡回一括取得機能
- 2 登記情報の新旧対照機能
- 3 登記情報提供サービスのパスワード履歴管理機能



法律とコンピューター

株式会社リーガル®

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3
TEL: 089 (957) 0494 FAX: 089 (957) 0471

ホームページ <http://www.legal.co.jp/>

◆取扱店



有限会社 シー・エス・ジー

鹿児島市吉野町10779番地95

Tel 099-246-3079 Fax 244-6828

～笑門来福～

皆様のご愛顧のお陰をもちまして元気に商いさせて頂いております。

社員一同 心より御礼申し上げます。

今後とも 倍旧のご愛顧を賜ります様お願い申し上げます。

・プラスチック杭

昨年12月よりプラスチック杭の送料に改定がございました。

従来は300本以上で送料メーカー負担であったのですが、運送会社からの再三の送料契約の改定により、メーカーさんの送料負担が大きくなりすぎて、従来通りの運営が難しくなり…12月1日より「2000本以上」で送料無料となっております。

お渡し価格に影響を出さないように考えると、今まで月に数回仕入れていたものが、1回～2回の仕入れとなってしまいますので、発注のタイミングを外すと別途送料が発生するか次月迄お待たせする可能性がございます。

特にプラスチック杭の必要な時は、早目に事前にご一報頂けましたら助かります。

通常の県内陸送便の運賃も運送会社から改定の案内があり平成30年9月より変更されております。

・プレート関連

取扱の種類が多いので、すべての商品を置いてはおりませんが、調査士マークの入っている物を中心に在庫を取り揃えております。ただ、欲しいものは不思議と重複する様ですので、ご入用の数日前にお電話頂けましたらお取り置きをさせていただきます。

少し割高にはなりますが、1枚単位での販売もさせて頂いております。

※リプロ社&カクマル社の最新号カタログをお届けしております。是非お声がけ下さい。

・コノエネイル

数年前よりご要望が多かった「コノエネイル」の取り扱いにつきまして、今年度より通常在庫品として弊社事務所に置く事となりました。

長らくお待たせして申し訳ございませんでした。宜しくお願い致します。

株式会社 マルコー

〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町13番地15

T E L 099-269-2220 F A X 099-269-2204

※ 毎月第二・第四土曜日及び日曜祝日はお休み頂いておりますが
対応できる場合は会社に参加しますので、お電話をしてみてください

オフィストータルソリューション

オフィスソリューション



立ち姿勢を取り入れる。
ワークスタイルが変わる。
Swift[スイフト]が実現する、
フレキシブルな働き方。



働く人の姿勢に、デスクをアジャストさせる発想。
それが、上下昇降デスクSwift[スイフト]

セキュリティソリューション



多彩な機能で、不正アクセスの
防御やランサムウェア・
ウイルスの侵入を低減します。



■ 外部からの不正侵入・攻撃対策
■ 内部から外部への情報漏えい対策

測量CADシステム



福井コンピュータ株式会社
イメージングソリューション
GRAPHTEC



オールインワンモバイルワークシステム AQUA1
EIS180-SH Series



ポジショニングソリューション



TOPCON GT



SOKKIA ix



TOPCON HiPer HR



フルスペックGNSS！！



SOKKIA GCX3

世界最小・最軽量GNSS！！

日本測量機器工業会 JSIMA認定事業者

測量機のご用命は、鹿児島県唯一のトプコン・ソキア正規代理店久永まで！

メーカー資格認定の技術スタッフ、メーカー指定の校正機器・専用工具で
お客様の測量機を1台1台丁寧に点検・調整を承っております。

レンタル機は、最新のトータルステーションをご用意！

測量用の鉄(コノエ)・プラ杭(リプロ)等も豊富に在庫取り揃えております！



株式会社久永

本 社：鹿児島市東開町5-11 TEL 099-210-0555
鹿屋営業所：0994-43-2110 川内営業所：0996-23-3033
国分営業所：0995-46-8971 始良営業所：0995-52-8471
大島営業所：0997-53-1706
関東支店 宮崎支店 延岡営業所 熊本営業所 八代営業所

ホームページアクセスはこちら



2019年 株式会社久永は
創業100周年を迎えます



3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



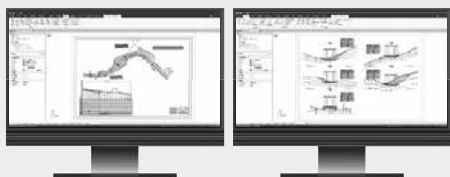
最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



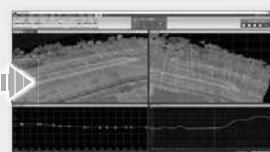
地番情報を表示しながら図面編集・測点表示で網確認・線形表示と縦横断:
CAD&CAD表示で一般図…比較確認など抜群の効率化を実現

点群活用! TREND-POINT連携!

TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】



TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンドポイント】



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3(自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

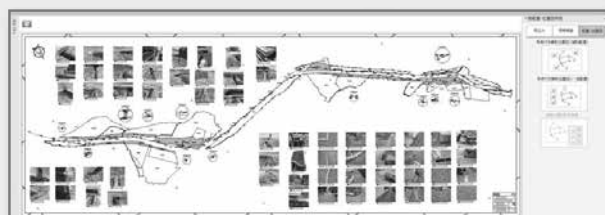
ラスタ写真
一括配置・
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

【好評図書のご案内】



改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 本体6,400円＋税

- 土地境界について体系的・網羅的に扱う唯一の理論書。新たな裁判や実務動向を踏まえた、待望の改訂版。
- 境界の判定手法とその理論のみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について、法律問題に立脚して言及。



先例から読み解く！ 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円＋税

- 事務処理上有益な「主要79先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 主要先例に関連する「関係30先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（4、5巻）』にて確認できるよう工夫。



先例から読み解く！ 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円＋税

- 事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（1～3巻）』にて確認できるよう工夫。



相続実務が変わる！ 相続法改正ガイドブック

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安重洋介 著

2018年9月刊 A5判 280頁 本体2,400円＋税

- 改正に関する要綱仮案、中間試案、法制審議会部会の議事録、関連書籍や論文等から、相続法改正を徹底分析。
- 変更点が一目で一覧できる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の条文、及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」条文を、巻末付録として収録。



Q&A 不動産の時効取得・ 瑕疵担保責任に関する法律と実務 占有・援用・登記・売買・契約不適合・現況有姿

末光祐一 著 2018年8月刊 A5判 712頁 本体6,700円＋税

- 取得時効について、様々な類型に分類し、判例・先例・実例を踏まえ解説。登記手続や訴状作成における請求の趣旨についても解説。不動産売買における物理的・法的瑕疵から心理的瑕疵までを、多数の判例を踏まえ解説。民法＜債権法＞改正についても、新旧条文比較表を用いながらポイントを解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

WingNeo.

2019 年 3 月予定

INFINITY 2020

新春リリースへ

「+ 自動化」をお届けします！



GPS内蔵デジカメを使って、INFINITYの座標と関連付けてみよう！
(V8標準機能)

座標管理＞座標入力訂正
＞写真取り込

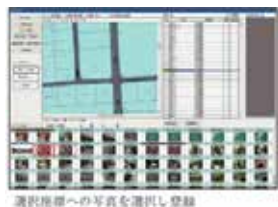
座標	写真	一括決定
1	GPS S10	☐ 無注
2	GPS S10	☐ 注
3	GPS S10	☐ 注

座標管理 写真取込

写真が入っている任意のフォルダを選択。
写真の表示形式をExifありのみで表示させます。(この段階で手作業にて関連付けも可能です)



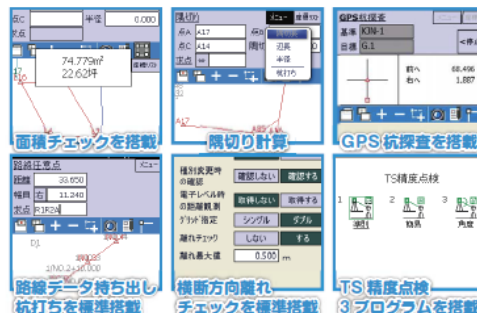
Exif内の位置情報をもとに座標の自動検索及び登録が可能です。
左図のように、国土地理院地図を背景にして、写真の位置確認もできますよ！



Pocket Neo

ポケットネオ スリー

現場作業が事務所作業を徹底軽減!!
新機能+新ハードでさらなる効率アップ!!



Leica TS16シリーズ

高精度測量機ソリューションをご提案いたします

Leica GNSSシリーズ



主な仕様

- ・最高精度(1mm+1.5ppm)
(表示は0.1mmまで可能)
- ・ノンプリズム1000m(測距精度2mm)
- ・マニュアル TS16M
- ・自動追尾(LOCK) TS16A
- ・パワーサーチ TS16P
- ・イメージング TS16I

主な機種

- ・GNSS RTK ローバー Leica GS18 T

特徴

- ・GNSSとIMU(慣性計測装置)を融合した最新テクノロジーであるチルト(傾き)補正機能
- ・IP68(防塵&水深1mの耐水性)
- ・キャリアレーション不要、電磁障害を排除
- ・シンプル操作、電源ON即観測



【取り扱い品目】

- ・測量CADソフト
- ・パソコン(周辺機器含む)
- ・オンライン申請ソフト
(環境設定及び指導可)
- ・電子納品ソフト(請負可)
- ・測量用品

- ・施工管理CADソフト
- ・司法書士システム
- ・トータルステーション
(光波測距儀含む)
- ・中古機材(光波含む)
- ・ネットワーク構築

すべての製品、デモから導入指導、メンテナンスまで全てを行います！

エムタス

担当 丸田 康盛

連絡先：090-4351-6257

〒891-0108 鹿児島市中山2丁目13-5-3

TEL/FAX:099-293-5330 Email:mtas@net.wak2.jp

※記載の情報・画像は開発中の情報のため、実際の搭載機能とは異なる場合があります。予めご了承ください。

WingNeo.

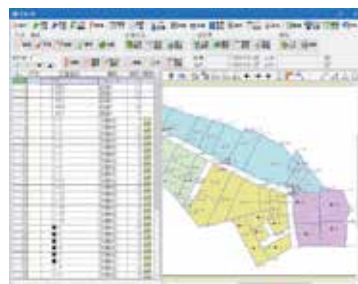
2019 年 3 月 予定

INFINITY 2020

新春リリースへ

「+ 自動化」をお届けします！

既存資産の活用・図面作成の効率化を求めるなら！



PDF 内の図形テキストデータの 2 次利用が可能に

国土地理院 地図タイル連携

※国土地理院 Web サイト「地理院地図」をもとに作成

データ作成を強力に支援「OCR シリーズ」



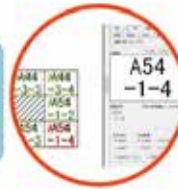
公図
スキャン

公図ラスタ
結合や編集

図面
OCR

表読取
OCR

ラスタ
ベクタ変換



3つの自動はライカだけ

☆自動視準

☆自動追尾

☆自動サーチ

ATR
plus

Self
Learning

PS
Filter

Power
Search



驚異の信頼性

99.99%以上

驚愕の性能

微弱電波受信

簡単・超軽量設計

コンパクト・防水防塵



WING over the World
アイサンテクノロジー株式会社

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 3-1-10-9F

TEL : 092-482-6123 FAX : 092-482-9377

URL : <http://www.aisantec.co.jp>

土地家屋調査士 通信教育

新

最短合格講座



毎月1日
開講!
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)新・合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。



内堀 博夫

レクチャー 本学院専任講師

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。『新・最短合格講座』は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「新・合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。单元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「新・合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一学習用教材	テキスト 新・合格ノートⅠ 不動産登記法編(総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅡ 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅢ 民法・土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第五版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ(民法、土地家屋調査士、総論)〈第六版〉	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)〈第六版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ(土地)〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)〈第三版〉	1冊
提出課題	問題編(択一・5回/書式・3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVD または ダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全45巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、

特別減免学費でお申込みできます。

学費(税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

●一般学費 218,080円
●特別減免学費 163,560円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

●一般学費 189,280円
●特別減免学費 141,960円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



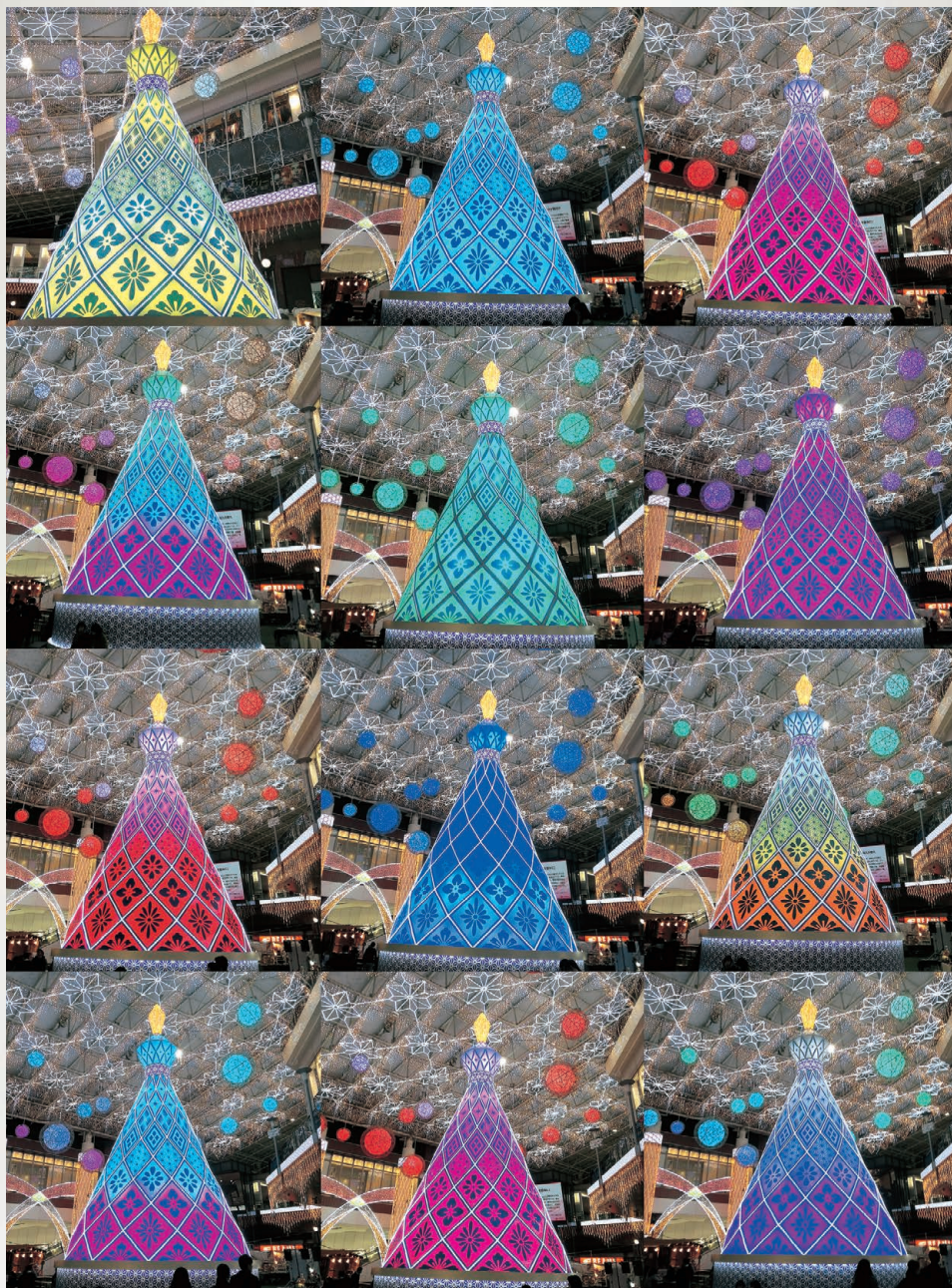
資料請求





上記写真について

大間のマグロ 勝目浩会員リレー或る調査士の呟き



鹿兒島中央駅イルミネーション

